

彼等がいかにそのいはゆるボツケットマネーではない、若し彼等にボツケットマネーがあり、それはそれは、悉く争議に各を藉り盡へたところの、不純極まる黄白である。現に大正十四年八月一日、群馬縣の縣選争議にないのである。

鈴木氏に貸した 千三百圓の行衛

五年を経過して

まだ何等の沙汰もない

それとも、同盟の鈴木文治氏を、野田支部代表として選出するに當り、大正十二年七月六日のこと、野田支部から、特に運動資金として千三百圓貸した。貫ひたいとして、野田支部の二三が持参した。今に何等の報告もせず、

三千圓届いたか

これも怪しいこと

脱退組詰め寄る

また大正十四年十二月二日のこと、同盟政治部に於て、野田支部から三千圓也を持つて行つたが、先方に届いたかどうかいふ始末、

組合の會計紊亂

これでも異状ありませんか？

野田支部の會計はかくの如く、無茶な言となつてゐる。野田支部の會計係は、加藤のつららの野田支部の會計係に、

被告の主張

野田購買利用組合は産業組合法に依り縣の監督を受けてゐるもので、基礎は極めて鞏固なものである。尙今回青木理事長が同組合に有する一切の權利を他人に譲渡したのは決して本心に出たものではない。

原告の駁論

これに對して原告側辯護士が駁論した要點は左の如くである。被告側は該組合の基礎が鞏固であるといつてゐるが、決算報告に依るに、僅々四萬圓の收支に對して三萬餘圓の負債のあるのはどうした事か。これでも同組合の基礎が鞏固なりと抗辯し得るか。また青木理事長の權利譲渡が本人の本意ではないといふが、最初法律上の一切の手續を了して譲渡し、あさになつて本意でないといつてもそれは、法理上何等の價値もない。さういふことは法律を臺しても解するものゝ總てが承知してゐる。ここでないか。あさで青木を壓迫してかくの如きことを書かしたものであらう。想像せらるゝ程度のものである。さやゆし、野田支部の公理を了つたが、大正十四年九月に野田支部の會計係は、野田支部の會計係に、

野田支部の會計係はかくの如く、無茶な言となつてゐる。野田支部の會計係は、加藤のつららの野田支部の會計係に、

野田購買利用組合は産業組合法に依り縣の監督を受けてゐるもので、基礎は極めて鞏固なものである。尙今回青木理事長が同組合に有する一切の權利を他人に譲渡したのは決して本心に出たものではない。